

地理空間データ連携基盤機能拡充業務

仕様書

令和8年6月

高松市 都市整備局 都市計画課 デジタル社会基盤整備室

本仕様書は、高松市が行う「地理空間データ連携基盤機能拡充業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

（業務目的）

第1条 令和7年度補正予算地域未来交付金（デジタル実装型TYPEV）の交付対象事業に採択された事業内容（別添 提案書抜粋）のうち、既存の地理空間データ連携基盤（以下、「基盤」という。）の機能拡充を行うものである。

本市では、令和4年度に整備した基盤の活用により、防災や交通等の分野におけるアプリケーションを構築し、幅広い分野で市民サービスや業務のBPRを推進するなど、データ連携による地域課題の解決や都市経営の最適化に取り組んでいる。

現在、IoTセンサーや駐車場情報等の動的データの流通や、各種サービス間のデータ連携について、さらなる活用の増進が見込まれることから、円滑なデータ流通の実現や、低コストかつ効率的な維持管理の仕組みの確立が喫緊の課題として浮上している。これに加え、動的データの蓄積によるデータ分析や、デジタル技術に不慣れな人々でも恩恵を享受できるAIを活用したインターフェースの実装など、持続可能性を高めながら、地域課題の解決に資するための次世代の基盤機能の拡充が必要となっている。

本業務においては、これらの課題を解決し、本市の地理空間データ利活用を促進するため、内閣府が策定した「スマートシティ・リファレンスアーキテクチャホワイトペーパー 第5.0版（以下「SCRA Ver 5.0」という。）」に準拠し、多様なデータ流通を実現するブローカー機能等について、基盤との連携を含めた最適な方法で構築・実装するとともに、データ利活用の進展に伴い複雑化するアクセス管理に対し、利用者負担を軽減しつつ高度なセキュリティを維持するための仕組みについて最適な手法の検討を行うものである。

（業務期間）

第2条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（業務概要）

第3条 本業務の概要は、次のとおりとする。

- （1）打合せ協議
- （2）業務計画書作成
- （3）ブローカー機能等の開発
- （4）ブローカー機能等のユースケースについての検討
- （5）認証基盤についての検討
- （6）ドキュメンテーション

（業務内容）

第4条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）打合せ協議

本業務の円滑な遂行を図るため、受託者は、本市職員と綿密な連絡を図るとともに、適宜、打合せを行うものとする。

- （2）業務計画書作成

受託者は、本業務の目的を把握し、仕様書に示す業務内容を確認するとともに、業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を内容とする業務計画書を作成し、委

託者に提出するものとする。

(3) ブローカー機能等の開発

SCRA Ver 5.0に準拠し、かつ、以下の要件を満たすブローカー機能等を開発すること。なお、ブローカー機能等については令和8年12月末までに実装を完了すること。

ア 機能要件

- ① 既存の基盤との互換性を確保し、空間IDへの対応及び、ベクトルタイル形式でのデータ配信機能を備えること。
- ② NGSI-LD規格に完全準拠し、かつNGSI v2との相互運用が可能なデュアルAPIを提供すること。
- ③ センサーデータ等の時系列データを蓄積・検索できること。また、データの保持期間はテナント単位で設定できること。
- ④ マルチテナントに対応し、テナント間のデータ完全分離、及び、テナント単位での管理権限の整理が行えること。
- ⑤ AIエージェントがデータに直接アクセスできるインターフェース(MCP(Model Context Protocol)等)を標準で提供すること。また、AIが理解可能な形式のAPIドキュメントを自動生成する機能を備えること。

イ 非機能要件

- ① アクセス集中時のサーバ負荷を効果的に分散・軽減し、システムの安定性と応答速度を維持するための負荷軽減を図るとともに、最適なインフラ構成を備えること。
- ② データは国内のデータセンターに保管すること。

(4) ブローカー機能等の活用に対する支援

(3)により追加されるブローカー機能等を活用して、アプリケーションを構築・機能拡充を図る際に、実装に向けた設定、動作検証、及び運用に係る具体的な技術支援・作業を行うこと。

(5) ブローカー機能等のユースケースの検討

(3)により追加されるブローカー機能等を最大限に生かした、本市のデータ利活用促進に資する具体的なユースケースを複数検討し、実現に向けたロードマップ等を提案すること。

(6) 認証基盤についての検討

基盤のさらなる発展に向け、認証機能が必要不可欠であり、認証基盤の構築に向け、外部認証サービスとの連携可能性を調査し、認証フローを設計するとともに、既存アプリケーション(災害対策アプリケーション・スマートマップ等)との統合方針を検討し、実現に向けたロードマップを明確にすること。

(7) ドキュメンテーション

各種情報呼び出すためのAPIアクセス方法、データ仕様等を取りまとめた開発者向けのドキュメント、第4条(4)及び(5)に係る検討業務報告書を作成すること。

(セキュリティ要件)

第5条 本業務のセキュリティ要件は次のとおりとする。

- (1) 高松市情報セキュリティ基本方針並びに対策基準、及びそれらに係る規定等を遵守すること。
- (2) 本調達システムに係る、本市の情報資産の機密性・完全性・可用性を確保したシステムを構築すること。
- (3) 情報資産を外部からの不正な侵入等から適切に保護するため、情報機器への接続及び操作の制御、ネットワーク管理等に関する技術面の対策を講じること。
- (4) 契約期間中に、本市より高松市情報セキュリティポリシーを遵守した管理を行っているかを証する資料提出、又はヒアリングの実施を求められた場合は、速やかに応じること。
万が一、高松市情報セキュリティポリシーを遵守できていない状況が判明した場合は、そのリスクを受容するのか（その根拠を含む。）、代替策により安全性を担保するのか等を明らかにし、本市の承認を得なければならない。
- (5) 個人情報に関連する法令に基づいて適切に取り扱うこと。
- (6) 個人情報の漏えいが発生した場合は個人情報保護委員会が示すガイドラインに従い報告等を行うこと。

(守秘義務)

第6条 本市が開示した情報、契約履行過程で生じた納入成果物（印刷した帳票を含む。）及び本業務の履行上知り得た一切の事項について、いかなる場合にもこれを本市が開示することを認めていない第三者に開示又は漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。本市が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合には、事前に本市と協議し、許可を得ること。なお、上記の本市が開示することを認めていない第三者への非開示又は漏えい防止、並びに第三者への開示に当たって本市の許可を得ることについては、本業務の契約期間終了後も同様とする。

- 2 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、本市の許可なく複製してはならない。
- 3 本市の許可を得て複写、複製した際は、使用后、速やかに返却、又は、その内容を消去し、再生又は再利用ができない状態にすること。
- 4 本作業の実施に当たって、受領、作成及び出力した一切の情報について、本市の許可なく作業実施場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、本作業を終了又は契約解除する場合には、本市職員から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに本市に返却すること。その際、本市職員の確認を必ず受けること。
- 6 個人情報を取り扱う場合は、契約書別記「個人情報取扱特記事項及び特定個人情報等取扱特記事項」に準ずること。
- 7 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うこと。
- 8 受託者は、本業務に関わる全ての要員に対して、十分な情報セキュリティ教育を実施すること。

(成果品)

第7条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 開発者向けドキュメント

一式

- (2) その他成果品（業務計画書、マニュアル、業務報告書など） 一式
(3) 検討業務報告書 一式

(提出書類)

第8条 本業務の着手及び完了に当たって、委託者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届 (2) 完了届 (3) 請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、委託者の承認を受けなければならない。

(打合せ)

第9条 受託者は、常に本市職員と緊密な連絡を取り、適宜、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。また、月に1度、進捗状況について報告書を作成し、提出するものとする。

会議録は必ず作成し、その都度、提出するものとする。

(手直し)

第10条 受託者は、本業務が完了した後に、受託者の責めに帰すべき理由による過失疎漏に起因する不良箇所が発見された場合、速やかに訂正、補足、その他の処置を行わなければならない。

(諸手続)

第11条 本業務履行のため必要な、関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として受託者において処理しなければならない。なお、手続において費用が発生した場合は、受託者の負担とする。

(業務の補償)

第12条 受託者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払わなければならない。明らかな瑕疵により委託者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

(成果品の審査)

第13条 受託者は、本業務完了前に委託者の成果品審査を受けなければならない。

- 2 受託者は、成果品審査において、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。
- 3 本業務完了後であっても、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵が発見されたときは、受託者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(業務の完了)

第14条 本業務は、成果品審査に合格後、本仕様書で指定された成果品一式を納品し、委託者の検取合格をもって、完了とする。

(費用の負担)

第15条 本業務の実施に伴い必要となる費用は、原則として、受託者の負担とする。

(法令等の遵守)

第16条 受託者は、本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の堅持)

第17条 受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持しなければならない。

(業務の委任)

第18条 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、第4条各号に示すものである。ただし、委託者の

承認を得た場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第19条 受託者は、本業務実施において諸事故が発生したときは、委託者に発生原因、経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、受託者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受託者の責任において処理するものとする。

(参考資料の貸与)

第20条 委託者は、本業務の遂行に必要な関係資料等を、所定の手続によって貸与する。受託者は、その取扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても委託者の承諾なく複製又は貸与してはならない。

また、本業務完了後、貸与された資料は、速やかに委託者へ返納するものとし、破損、滅失、盗難等のないよう慎重に取り扱わなければならない。

(参考文献等の明記)

第21条 文献その他の資料を引用した場合は、その文献名又は資料名等を明記するものとする。

(著作権の譲渡等)

第22条 成果物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、委託者に無償で許諾するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件(以下「契約目的物」という。)を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、オープンソースソフトウェアの利用に際し、当該オープンソースソフトウェアの著作権表示に関する規定がある場合には、その規定に従うものとし、公開方法は、オープンソースソフトウェアの利用時に、そのライセンスが定める条件に従うものとする。
- (3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

2 前項の規定にかかわらず、受託者が成果物の作成のために適用する関連資料及び成果物についての著作権等については、受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し委託者が成果物を使用するために必要な範囲内で著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。ただし、受託者が別途第三者から使用の許諾を受けている権利については、この限りでない。

(特許権等)

第23条 本件業務の履行に当たり開発されたアイデア、コンセプト、ノウハウ又は技術に係る発明、考案、意匠等(以下「発明等」という。)に関する工業所有権(出願する権利も含む。)及びこれらに関する権利(以下「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属するこの契約の当事者に帰属するものとする。この場合において、委託者又は受託者は、当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 本件業務の履行の過程で生じた発明等が委託者及び受託者に属する者の共同で行われた場合は、当該発明等に係る特許権等は、委託者及び受託者の共有(持分は、別に定めがない限り均等とする。)とする。

3 委託者及び受託者は、前項に規定する共同の発明等に係る特許権等については、それぞれ相手方の同意を得ることなく、これらを自ら実施し、又は利用することができる。ただし、当該特許権等の実施又は利用を第三者に許諾する場合、自己の持分を譲渡する場合又は質権の目的とする場合は、事前に相手方の同意を得なければならない。

(疑義の解釈)

第24条 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、これを定める。